

ヤングケアラー対策への提言書
(小郡市議会)

1. はじめに

2020年ごろから、ヤングケアラーという言葉がマスコミなどで徐々に聞く機会が増えてきました。まだ、法律上の定義はありませんが、子ども家庭庁のホームページには、「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。と記載があります。また、同ホームページには責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。との記載もあります。

国の令和2年度の調査によると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生で5.7%（およそ17人に1人）、全日制高校2年生で4.1%（およそ24人に1人）もいました。また、世話をしている家族が「いる」と回答した人に頻度について質問すると、半数近くが「ほぼ毎日」世話をしているという結果になっています。

本来大人が担うべき家事や家族のケアを日常的に行っていることにより、本来社会が守るべき、子どもの権利が守られていない可能性も高いです。

ヤングケアラーに与える影響・課題として、以下のようなことがあげられています。

（1）学業への影響

遅刻・早退・欠席が増える、勉強の時間が取れない等

（2）就職への影響

自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう、自分のやってきたことをアピールできない等

（3）友人関係への影響

友人等とコミュニケーションを取れる時間が少ない等

（4）健康への影響

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担があることによる心と体への影響等

しかし、家庭内のプライベートな問題であることや、本人や家族に自覚が無いといったことから、支援が必要であっても表面化しにくいという課題があります。

ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育などといった様々な分野が連携し対応することが重要です。

2. ヤングケアラーに対する提言

(1) 周知の徹底について

ヤングケアラーの意味、存在、何が問題なのか及び支援の必要性を含め、市民への周知を図っていただきたい。この周知をせずに子どもたちへのアンケートを取っても無意味ですし、ヤングケアラーという概念の周知が図られないことには、「お手伝い」をしていて、頑張っている子どもであるというようにヤングケアラー自身・家族・周囲の市民が考えてしまう懸念があり、支援へとつながらない可能性があるからです。また、周知を図ると同時に関係者の意識改革も必要と思われま

(2) 実態の把握について

学校現場で実施しているアンケート調査の中にヤングケアラー調査の設問がありますが、現在、そのまとめを市として行っていません。学校に任せている状況です。ぜひ、市として集計をしてヤングケアラーの実態を把握すべきであると考えます。

実態のすべてを把握できるとは考えにくいですが、まずは第一の資料として早急にアンケート結果の集約をすべきと思われま

(3) 担当の部を越えた連携について

ヤングケアラーに対する支援は特定の担当部署でできることではないと考えます。学校関係の部署がまずは発見することが多いと思われま

3. おわりに

ヤングケアラーに対する一般質問がここ小郡市議会においても過去されています。また、小郡市総合教育会議においてもヤングケアラー問題が取り上げられたこともあります。その都度、学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置などの問題に話がとどまっています。今後は、丁寧にヤングケアラー対策を考えていただきたいと思いま